

報第3号

教育に関する事務に係る議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から、平成29年第5回定例岐阜県議会に提出される教育に関する事務に係る下記議案について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、平成29年10月19日に別紙のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

記

- ・岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

平成29年10月25日提出

岐阜県教育委員会

教育長 松川禮子

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(略)

十 教育事務に関する予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を申し出ること。

(略)

第二条 (略)

第三条 (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 (略)

教総第319号
平成29年10月19日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について(回答)

平成29年10月17日付け法第60号で照会のありました下記議案については、異議ありません。

記

- ・岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

法第60号

平成29年10月17日

岐阜県教育委員会教育長様

岐阜県知事 古田 肇

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の
照会について

平成29年第5回岐阜県議会定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について



岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の前提となる事実について

- ・平成29年3月に『新子どもかがやきプラン』を策定し、西濃地域に高等特別支援学校を設置し、専門学科を設置することとした（岐阜地域には平成29年4月に岐阜清流高等特別支援学校が開校した）。
- ・西濃地域に開校予定の高等特別支援学校について、平成29年5月22日から平成29年7月10日まで広く県民から校名の募集を行った。その集計結果を踏まえ、平成29年8月開催の「新子どもかがやきプラン推進委員会」に提案し、校名案に対する意見を頂き、校名案を3案に絞った。さらに平成29年9月開催の定例教育委員会に提案し、応募数が最も多かったこと、学校の所在地がわかることなどを考慮し、教育委員会案を決定したので、条例の改正が必要となった。

（応募総数1,095件中「岐阜県立西濃高等特別支援学校」の応募数316件）

2 条例改正の緊急性及び妥当性について

- ・平成30年4月の開校のため、校名を決定し、開校準備作業を進める必要がある。
- ・条例の施行日は、学校の開校日である平成30年4月1日とすることが妥当である。

3 先進自治体（他県等）の事例について

他県の高等特別支援学校の数 98（平成29年4月現在）

4 条例改正の効果について

- ・条例改正により校名を決定することで、平成30年4月の開校に向け、開校準備作業を円滑に進めることができる。

5 その他

（1）知事、議会等への説明状況

- ・知事、副知事への説明・了解済み（平成29年8月：メモにて）
- ・関係議員への説明・了解済み（平成29年9月）

（2）学校の概要

設置場所 大垣市西大外羽1-181-1

設置学部 高等部

（カリキュラム：専門学科を設置し、職業教育に特化した教育を行う）

障がい種別 軽度の知的障がい

生徒数 70名程度

開設準備室 岐阜県立大垣特別支援学校に設置済（平成29年4月）

(3) 開校までのスケジュール

【建設工事】

平成28年度～	実施設計
平成29年6月～平成30年3月	校舎等改修工事
平成30年3月	校舎等竣工予定
平成30年4月	開校

【開校準備】

平成29年4月	西濃高等特別支援学校設準備室開設
6月	入学者選抜要項説明会実施
9月	9月1日付、生徒見込み数調査の報告
11月	高等特別支援学校入学者選抜実施概要・入学者募集要項の発表
12月	12月1日付、生徒見込み数調査の報告
1月	出願（1月10日～12日） 入学者選抜検査（1月23日） 合格者発表（1月30日）

(4) 平成29年度 新子どもかがやきプラン推進委員会委員名簿

- ・岐阜大学教育学部特別支援教育講座教授（委員長） 村瀬 忍
- ・社団法人 岐阜地区知的障がい育成会事務局（副委員長） 大塚 光子
- ・東濃障がい者就業・生活支援センター サテライトセンター長 藏前 芳勝
- ・県立希望が丘こども医療福祉センター 小児科部長 内木 洋子
- ・岐阜県特別支援学校 P T A 連合会会长 棚橋 悅子
- ・岐阜県特別支援学校長会代表 出口 和宏
- ・特別支援学級・通級指導教室保護者代表 棚橋 由賀
- ・岐阜県小中学校長会代表 若岡 昌樹
- ・岐阜県高等学校長会代表 高橋 宗彦

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成二十九年十一月 日提出

岐阜県知事 古田肇

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

岐阜県立大垣特別支援学校	大垣市
--------------	-----

を

岐阜県立大垣特別支援学校	大垣市
岐阜県立西濃高等特別支援学校	

に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提 案 説 明

岐阜県立西濃高等特別支援学校を大垣市に設置するため、この条例を定めようとする。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例

(昭和三十九年岐阜県条例第一号) 新旧対照表

(新)

(旧)

第一条から第八条まで 略

第一条から第八条まで 略

付 則 略

付 則 略

別表第一 (第二条関係)

別表第一 (第二条関係)

名 称	位 置	種 類	備 考
岐阜県立大垣特別支援学校	大垣市		
岐阜県立西濃高等特別支援学校			

別表第三 略

別表第三 略

名 称	位 置	種 類	備 考
岐阜県立大垣特別支援学校	大垣市		